

国土入企第 2 1 号
平成 2 4 年 1 0 月 1 0 日

一般社団法人日本建設機械施工協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成23年3月11日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、更なる復旧・復興工事が本格化することが想定されるが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなる事態にも十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興JV）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成24年2月29日付け国土入企第34、35、36、37号。以下「当面の取扱い」という。）において通知したところですが、更なる入札不調対策として、別紙のとおり当面の取扱いを改正し、別添1のとおり各省各庁主管担当課長、被災三県主管担当部局長及び仙台市主管担当部局長に復興JV制度を適切に活用するよう通知するとともに、別添2により被災三県を除く都道府県主管担当部局長及び仙台市を除く政令指定都市主管担当部局長に復興JV制度が適切に活用されるよう通知しましたので、お知らせいたします。

貴団体におかれましては、この旨を了知していただくとともに、必要に応じて、会員、傘下団体等に周知頂きますようお願いいたします。

被災地域における復旧・復興のための共同企業体（復興JV）を活用するための当面の運用について

1. 活用目的

被災地において不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することにより、復旧・復興工事の円滑な施工を確保するため、被災地域（※1）の地元の建設企業が、被災地域外の建設企業（※2）と共同することにより、その施工力を強化するために結成される共同企業体とする。

※1 「被災地域」の範囲については、発注者の実情に応じて定める。（例：県内、県内ブロック等）

※2 復興JVは、被災地域外の建設企業と協業関係を確保することを目的とするため、被災地域外の建設企業においては被災地域内の営業所の有無を問わないものとする。

- ・ この運用方針は、復興JV制度の試行期間に係る措置とする。
- ・ 復興JV制度の試行対象エリアは、当面の間、岩手県、宮城県及び福島県とする。

2. 対象工事

被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。
ただし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※1）は除く。

※1 「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」とし、発注者において適切に定める。

- ・ 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。

3. 構成員の数

2ないし3社とする。

4. 構成員の組合せ

同程度の施工能力を有する者の組合せとし、被災地域の地元の建設企業を1社以上含むものとする。

- ・ 同程度の施工能力を有する者の組合せの判断基準は、被災地域の地元企業を基準と

して考え、例えば、経営事項審査などを用いて発注者において定める。

- ・ 経常JV及び地域維持型JVの構成員である一の企業が復興JVの構成員となることは可。

5. 構成員の資格

構成員は少なくとも次の三要件を満たす者とする。

- 1) 登録部門に対応する許可業種につき、営業年数が少なくとも数年あること。(※1)
- 2) 当該登録部門について元請として一定の実績を有することを原則とする。
- 3) 全ての構成員に、当該許可業種に係る監理技術者となることができる者又は当該許可業種に係る主任技術者となることができる者で国家資格を有する者が存し、工事の施工に当たっては、これらの技術者を工事現場毎に専任で配置し得ることを原則とする。ただし、共同施工を行う場合は、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は主任技術者を専任で配置する場合は、他の構成員の配置する技術者は兼任で配置することを可能とする。(※2)

※1 国内建設企業にあつては、当該許可業種に係る許可の更新の有無が営業年数の判断の目安として想定される。

※2 分担施工を行う場合には、各構成員の分担工事及びその価額に応じて技術者を配置するものとする。

設計図書又は受発注者間の打合せ記録等の書面で工事を行う時期が明らかにされている場合は、監理技術者又は主任技術者の専任を求める期間は、契約工期中、実際に施工を行う時のみとする。

6. 結成方法

自主結成とする。

7. 登録

一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。

- ・ 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大3までとする。
- ・ 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・

登録は可とする。

- ・ 同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。

8. 出資比率制限

出資比率の最小限度基準は、技術者を適正に配置して共同施工を確保し得るよう、構成員数を勘案して発注機関において定めるものとする。(※)

※ 出資比率の最小限度基準については、下記に基づき定めるものとする。

- ・ 2社の場合30パーセント以上
- ・ 3社の場合20パーセント以上

9. 代表者

代表者は、構成員において決定された地元の建設企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

10. 協定書

甲型共同企業体標準協定書及び乙型共同企業体標準協定書については、経常JVのものを準用することとし参考のとおりとした。

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて 【新旧対照表】

改定前（平成24年2月29日付け通知）	改定後	備 考
<p>2. 対象工事</p> <p>被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。ただし、大規模な工事（※1）と技術的難度の高い工事（※2）は除く。</p> <p>※1 予定価格が5億円程度を上回る工事とし、発注者において適切に定める。</p> <p>※2 発注者において適切に定める。</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定める。 <p>7. 登録</p> <p>一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大2までとする。 	<p>2. 対象工事</p> <p>被災地三県における復旧・復興工事を対象とする。ただし、大規模な工事と技術的難度の高い工事（※1）は除く。</p> <p>※1 「政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の対象となる公共工事」及び「特定JV対象工事」とし、発注者において適切に定める。</p> <p>（削除）</p> <ul style="list-style-type: none"> 工事種別及び予定価格の範囲は発注者において適切に定めるが、<u>その際、工事における安全確保が図られるよう発注者は留意する。</u> <p>7. 登録</p> <p>一の企業が各登録機関毎に結成・登録することができる共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を確保するものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 構成員による適正な共同施工を確保するため、発注者が特別に認める場合であっても、一の企業が結成・登録できる共同企業体の数は最大3までとする。 	

改定前（平成24年2月29日付け通知）	改定後	備 考
<ul style="list-style-type: none"> ・ 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。 ・ 同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一の企業との同時登録は可。特定JV、経常JV及び地域維持型JVとの同時結成・登録は可とする。 ・ 同一の企業が、単体、経常JV又は復興JVのいずれかの形態をもって入札に同時に参加することは認めない。 	

国土入企第 19 号
平成 24 年 10 月 10 日

各省各庁主管担当課長 あて
岩手県主管担当部局長 あて
宮城県主管担当部局長 あて
福島県主管担当部局長 あて
仙台市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、復旧・復興工事が更に本格化することが想定されますが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなる事態にも十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興 J V）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 29 日付け国土入企第 34、35、36、37 号。以下「当面の取扱い」という。）を通知したところですが、依然として入札不調が多数発生している各発注者においては、更なる入札不調対策として別紙のとおり当面の取扱いを改正したので適切に活用するよう通知いたします。

なお、独立行政法人、特殊法人等を所管する関係府省におかれましては必要に応じて、所管法人に対し、被災三県におかれましては、貴県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、更に、所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いします。

国土入企第 20 号
平成 24 年 10 月 10 日

(岩手県、宮城県、福島県及び仙台市を除く)
関係都道府県主管担当部局長 あて
関係政令指定都市主管担当部局長 あて

国土交通省土地・建設産業局建設業課長

復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において特に被災の大きい岩手県、宮城県及び福島県（以下「被災三県」という。）においては、今後、更なる復旧・復興工事が本格化することが想定されるが、被災地域内だけでは十分な施工体制を確保できないなどの理由により、入札不調が多数発生するようないかなる事態にも十分に配慮する必要があります。

このため、被災三県における建設工事については、不足する技術者や技能者を広域的な観点から確保することを可能とするため、復旧・復興建設工事共同企業体方式（復興 J V）の制度を試行的に実施すべく、「復旧・復興建設工事における共同企業体の当面の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 29 日付け国土入企第 34、35、36、37 号。以下「当面の取扱い」という。）において通知したところですが、更なる入札不調対策として、別紙のとおり当面の取扱いを改正し、別添のとおり各省各庁主管担当課長、被災三県主管担当部局長及び仙台市主管担当部局長あてに通知しましたので、お知らせいたします。

貴職におかれましては、貴都道府県内に主たる営業所を有する建設企業が、復興 J V 制度を活用し得るよう、復興 J V による施工実績の適切な評価など、配慮いただきますようお願いいたします。

なお、貴都道府県内の市区町村（政令指定都市を除く。）に対し、また、必要に応じて所管の法人（市区町村所管のものを含む。）に対しても、この旨通知をお願いいたします。